

さいたま市告示第 1203 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、さいたま都市計画道路を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、本市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 21 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 さいたま都市計画道路
- (2) 名称 3・1・7 号外環状道路、3・4・23 号中山道、3・5・153 号辻東通り線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 3・1・7 号外環状道路

ア 追加する土地の区域

なし

イ 削除する土地の区域

さいたま市南区辻 2 丁目、辻 7 丁目及び辻 8 丁目の各一部

- (2) 3・4・23 号中山道

ア 追加する土地の区域

なし

イ 削除する土地の区域

さいたま市南区辻 2 丁目、辻 3 丁目、辻 5 丁目及び辻 7 丁目並びに辻 8 丁目の各一部

- (3) 3・5・153 号辻東通り線

ア 追加する土地の区域

さいたま市南区辻 7 丁目及び辻 8 丁目の各一部

イ 削除する土地の区域

なし

3 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局都市計画部北部都市計画指導課

さいたま市都市局都市計画部南部都市計画指導課

さいたま市南区区民生活部総務課

4 縦覧期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月4日（火）まで
ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。

5 意見書提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月4日（火）まで
ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。

6 意見書の提出先

さいたま市長 清水 勇 人

都市局 都市計画部 都市計画課

令和8年7月21日